

八幡平市中小企業振興資金融資制度のご案内



この制度は、中小企業の振興育成を図るために市が指定する金融機関に融資枠を設け、一般的の融資制度より低利な融資斡旋を行うものです。

1 ご利用いただける方

市内に事業所を有している法人又は個人で、次のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 中小企業基本法に定める中小企業者、中小企業信用保険法に定める法人又は個人、中小企業団体の組織に関する法律に定める組合、商店街振興組合法に定める商店街振興組合、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に定める生活衛生同業組合
- ② 市内において、1年以上引き続き同一事業を営んでいること
- ③ 納期の到来した市税を完納していること
- ④ 岩手県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

2 融資条件

資金の使途	運転資金 又は 設備資金
融資限度額	運転資金 2, 000万円 設備資金 3, 750万円 両資金併用 3, 750万円 ただし、併用した場合でも運転資金分は2, 000万円以内
融資利率	3年以内の返済 年3. 1% 3年を超える返済 年3. 3% ※内1. 5%以内で市が利子補給いたします。 ※セーフティネット保証制度適用の場合及び特別小口保証（NPO法人除く） は0. 1%引いた利率となります。
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間 1年以内） 設備資金 10年以内（据置期間 1年以内） 両資金併用 10年以内（据置期間 1年以内）
連帯保証人	金融機関の所定の用件
信用保証	融資金には、すべて岩手県信用保証協会の保証を付さなければなりません。 この保証料相当分を市が負担いたします。ただし、保証料率を上乗せすることにより経営者保証（中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、経営者個人が会社の連帯保証人となること。）が不要となったときは、上乗せ分の保証料については、自己負担となります。
取扱金融機関	岩手銀行平館支店、岩手銀行安代支店、北日本銀行平館支店、盛岡信用金庫西根支店
お申込み先	各金融機関窓口へご相談のうえ、お申込みください。

3 申込書及び必要書類

申込書	八幡平市中小企業振興資金融資申込書	
必要書類	【個人の場合】 ・最近の決算書（3期分） ・市税の滞納がないことの証明書（写し）	【法人の場合】 ・最近の決算書（3期分） ・市税の滞納がないことの証明書（写し）
その他	※ 設備資金の場合は、見積書が必要です	

【お問い合わせ】
八幡平市商工観光課
Tel 74-2111内線1318